

付 議 第 2 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する 規則議案

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

別紙

教育委員会規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月 日

高知県教育長 田村 壮児

高知県教育委員会規則第 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則(平成19年高知県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

5 奨学生が第2項に規定する納期限までに奨学金を返還しなかつたときは、貸与を受けた奨学金の全額(当該奨学金の一部が返還されている場合にあっては、当該返還されている額を控除した額)を一括して返還させることができる。

別記第6号様式中「怠ったときは、」を「怠ったときは、返還期限にかかるわらず一括返還を求められ、又は」に改める。

別記第18号様式中「怠ったときは、」を「怠ったときは、返還期限にかかるわらず一括返還を求められ、又は」に、

「住所
氏名 印」

を

「住所
フリガナ
氏名 印」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第3項の規定により申請をした奨学生が同規則第7条第1項の規定により平成29年4月1日前に提出する場合における同項の誓約書については、この規則による改正前の高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則別記第6号様式によることができる。

参考資料1

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する 規則議案説明

1 改正の目的及び理由

県立高校通学支援奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず、貸与残額の一括返還を求めることができるよう規定を追加し、貸与申請者等からあらかじめ同意を得ようとするとともに、必要な文言の整理をするものである。

2 施行期日

公布の日

新 旧
照
表

高知県立高校通学支援奨学生貸与条例施行規則(抜粋)

対
本則
第18条 勿論

(返還の方法)

第18条 勿論

2 前項の規定による月賦、半年賦又は年賦による返還に係る納期限は、月賦にあつては毎月末日、半年賦にあつては4月末日及び10月末日、年賦にあつては10月末日(これらの月末日が当該返還に係る金融機関の休業日に該当するときは、当該月末日後における直近の当該金融機関の営業日)とする。

3~4 勿論

5 奨学生が第2項に規定する納期限までに奨学生金を返還しなかつたときは、貸与を受けた奨学生の全額(当該奨学生の一部が返還されている場合にあつては、当該返還されている額を控除した額)を一括して返還させることができる。

高知県立高校通学支援奨学生貸与条例施行規則(抜粋)

本則
第18条 勿論

(返還の方法)

第18条 勿論

2 前項の規定による月賦、半年賦又は年賦による返還に係る納期限は、月賦にあつては毎月末日、半年賦にあつては4月末日及び10月末日、年賦にあつては10月末日(これらの月末日が当該返還に係る金融機関の休業日に該当するときは、当該月末日後における直近の当該金融機関の営業日)とする。

3~4 勿論

新

第6号様式(第7条關係)

第6号様式(第7号用)

卷之三

仲
子
卷

三

三

被災学生	被災学生決 定番号	学校名		
フリガナ 氏	④	住所	(郵便番号	一)
生年月日	年 月 日	電話番号	(新)郵便番号	一)
保護者	フリガナ 氏	④ 住所	(郵便番号	一)
生年月日	年 月 日	電話番号	(新)郵便番号	一)
被災学生の関係		職業		
連帯保 証人※ 1	フリガナ 氏	④ 住所 ※2	(郵便番号	一)
生年月日	年 月 日	電話番号		
被災学生の関係		職業		
連帯保 証人※ 1	フリガナ 氏	④ 住所 ※2	(郵便番号	一)
生年月日	年 月 日	電話番号		
被災学生の関係		職業		
連帯保 証人※ 1				

高知県立高校通学支援奨学生貸与条例施行規則の規定に従い、受学生としての資格を喪失に至りました。また、受学生に対する支給奨学生貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学生貸与条例に規定する資格を喪失した場合に於ては、受学生としての資格を喪失に至ります。

高知県立高校通学支援奨学生貸与条例施行規則の規定に従い、受学生としての資格を喪失に至りました。また、受学生に対する支給奨学生貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学生貸与条例に規定する資格を喪失した場合に於ては、受学生としての資格を喪失に至ります。

備考　※1 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生活を営む成年者でなければなりません。

※2 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が施行する印鑑証明書

卷之三

三

選学生	選学生登録番号	学級名			
		④	住所	(郵便番号)	
保護者	生年月日	年	月	日	電話番号
	フリガナ 氏名	④	住所	(郵便番号) - -)	
選帯保証人※1	生年月日	年	月	日	電話番号
	フリガナ 氏名	④	住所	(郵便番号) - -)	
選学生との關係			職業		
	※2	住所	(郵便番号) - -)		
選帯保証人※1	生年月日	年	月	日	電話番号
	フリガナ 氏名	④	住所	(郵便番号) - -)	
選学生との關係			職業		
	※2	住所	(郵便番号) - -)		
選帯保証人※1	生年月日	年	月	日	電話番号
	フリガナ 氏名	④	住所	(郵便番号) - -)	
選学生との關係			職業		
	※2	住所	(郵便番号) - -)		

備考 ※1 運送保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
※2 この誓約書に押印した運送保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書

印

第18号様式(第16条関係)

高知県立高校通学支援奨学生金借用証書

借用金額_____円

高知県立高校通学支援奨学生金貸与条例第2条第1項の規定に基づき、奨学生として上記の金額を借用しました。

つきましては、高知県立高校通学支援奨学生金貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学生金貸与条例施行規則の規定を守り、借りなく返還します。

なお、高知県立高校通学支援奨学生金の返還の完了までにおける当該奨学生に係る事務処理上必要なと認められる關係機関に対する請求の実態について同意するとともに、当該奨学生の返還を怠ったときは、返還期限にかかるらず一括返還を求める。又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。

年月日

高知県教育長

様

奨学生 奨学生決定番号
住所 所
フリガナ _____
氏名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

5

連帯保証人 住所 所
フリガナ _____
氏名 _____
生年月日 _____
職業 _____
電話番号 _____

連帯保証人 住所 所
フリガナ _____
氏名 _____
生年月日 _____
職業 _____
電話番号 _____

高知県教育長

様

奨学生 奨学生決定番号
住所 所
フリガナ _____
氏名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

連帯保証人 住所 所
フリガナ _____
氏名 _____
生年月日 _____
職業 _____
電話番号 _____

連帯保証人 住所 所
フリガナ _____
氏名 _____
生年月日 _____
職業 _____
電話番号 _____

備考 1 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
2 この借用証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

備考 1 連帯保証人のうち少なくとも1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
2 この借用証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。